

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「要介護認定における『認定調査票記入の手引き』、
『主治医意見書記入の手引き』及び『特定疾病に
かかる診断基準』について」の一部改正について

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.279

平成24年3月30日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護認定係・内線 3944）
FAX：03-3595-4010



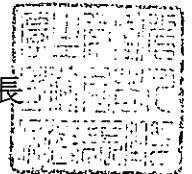
老老発0330第2号
平成24年3月30日

各

都	道	府	県
指	定	都	市

 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「要介護認定における『認定調査票記入の手引き』、『主治医意見書記入の手引き』及び『特定疾病にかかる診断基準』について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査票及び主治医意見書の記入方法等については、「要介護認定における『認定調査票記入の手引き』、『主治医意見書記入の手引き』及び『特定疾病にかかる診断基準』について」（平成21年9月30日老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知を下記のとおり改正し、平成24年4月1日以降の要介護認定等の申請に係る認定調査から適用することとしたので通知する。

記

「認定調査票記入の手引き」中、「家族、介護職種の行う類似の行為は含まない」を「家族、介護職種の行う類似の行為は含まないが、「7. 気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）及び「9. 経管栄養」については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為も含まれる。」に改める。